

「かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例」制定に伴う施策の推進及び財政上の措置について

平成26年12月18日

鹿 児 島 県 議 会

鹿兒島県知事
伊藤 祐一郎 殿

県議会では、県民の歯と口腔の健康づくりを推進し、生活習慣病の予防など全身の健康の保持及び増進を図るため、第4回定例会において、議員提案による「かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例」を制定しました。

つきましては、歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進及び財政上の措置について、特段の御配慮をお願いします。

平成26年12月18日

鹿兒島県議会議長
池畑 憲一

かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例

〔平成26年12月5日〕
鹿児島県条例第58号

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康が、県民の健康で質の高い生活の確保並びに生活習慣病の予防等全身の健康の保持及び増進に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯科疾患の予防等により歯と口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はそれらの機能を維持し、若しくは向上させることをいう。
- (2) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯と口腔の健康づくりに関連する分野に係る業務に従事する者（歯科医師等を除く。）をいう。
- (4) 歯科口腔保健サービス等 歯科口腔保健サービス（歯科検診、歯科保健指導等をいう。）及び歯科医療をいう。
- (5) 子ども おおむね18歳以下の者をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 県内の全ての地域において、全ての県民が、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、必要な歯科口腔保健サービス等を受けることができる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりについての理解を深めるとともに、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。）は、子どもの歯科疾患の予防、適切な食習慣の定着その他の歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

第6条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健医療等関係者との連携を図りながら、良質かつ適切な歯科口腔保健サービス等を提供するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第7条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、歯科医師等との連携及び相互の連携を図りながら、それぞれの業務において、県民が歯科口腔保健サービス等を受ける機会を確保するなど、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、事業所で雇用する従業員について、歯科口腔保健サービス等を受ける機会を確保するなど、歯と口腔の健康づくりに関する取組を促進するよう努めるものとする。

2 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、基本理念にのっとり、被保険者について、歯科口腔保健サービス等を受ける機会を確保するなど、歯と口腔の健康づくりに関する取組を促進するよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第9条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(基本的施策の推進)

第10条 県は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本的施策として次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに知識の普及啓発に関すること。
- (2) 県民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの促進に関すること。
- (3) 妊婦及び乳幼児に対する歯科保健指導等に関すること。
- (4) 幼児、児童及び生徒の科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策に関すること。
- (5) 成人の歯周病の予防対策に関すること。

- (6) 高齢者の口腔機能の維持向上に関すること。
- (7) 離島その他の歯科口腔保健サービス等を受けることが困難な地域における歯科口腔保健サービス等の提供の推進に関すること。
- (8) 障害者及び障害児並びに介護を必要とする者に対する良質かつ適切な歯科口腔保健サービス等の提供の推進に関すること。
- (9) 歯と口腔の健康づくりに携わる者の連携体制の構築及び資質の向上に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。

(計画の策定)

第11条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施のための方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(実態調査)

第12条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、県民の歯科疾患等の実態について、おおむね5年ごとに調査を行い、その結果を公表するものとする。

2 知事は、前項の調査の結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策に反映させるとともに、必要に応じて計画を見直すものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている歯と口腔の健康づくりの推進に関する県の計画であつて、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものは、この条例の規定により定められた計画とみなす。

1 条例制定の背景

近年、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、健康上の問題で日常生活を制限されることなく生活できる期間である健康寿命を延伸し、生活の質を向上させることが求められている。

歯と口腔の健康は、食物を咀嚼するだけでなく、生涯にわたって食べる喜びや話す楽しみ等を享受し、また、生活習慣病の予防等、全身の健康を保持・増進する上で、重要な役割を果たしている。

このため、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、国民が、生涯にわたって歯科疾患の予防に向けた取組を行い、歯科疾患の早期発見、早期治療を促進することや、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態等に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進することなどの基本理念の下、国及び地方公共団体において、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進することとされた。

さらに、平成24年7月に公表された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」においては、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項が示された。

本県においては、これまで、県民の健康づくりを推進するための総合的な計画である「健康かごしま21」において、「歯の健康」について、80歳まで自分の歯を20本以上保つことを目標とする「8020運動」の推進に努めることとし、県民の生涯を通じた歯の健康づくりに取り組んできたところであり、さらに、平成25年3月に本県の状況に応じた歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」を全体目標として掲げた「鹿児島県歯科口腔保健計画」を策定している。

本県における歯科口腔保健をさらに推進するためには、ライフサイクルや生活環境等に応じ、県民の主体的な取組に加え、県、市町村、歯科医師会、保健医療関係者、教育関係者など多職種が、より一層連携することが重要である。

2 歯科疾患の現状等（概況）

（1）ライフステージごとの状況

- ① 乳幼児期 1歳6か月児，3歳児のむし歯のない者の割合は，増加傾向にあり改善しているものの，それぞれ全国ワースト4位，ワースト10位である。（平成24年度）
- ② 学 齡 期 6歳から12歳のむし歯のない者の割合は，全国に比べて低い状況にある。12歳児でむし歯のない者は，39.7%となっており，全国（57.2%）に比べて18ポイントの差がある。（平成24年度）
- ③ 成 人 期 40歳代，50歳代，60歳代と年齢が上がるに伴い歯周病の患者が増加している。
- ④ 高 齢 期 何でもよく噛んで食べることのできる者の割合は，60歳代で減少し，20歯以上の歯を有する者の割合は75～84歳で26.7%となっており，全国に比べて低い。（平成23年度）

（2）障がい者（児）・要介護者の状況

障がい者（児）においては，咀嚼機能の発達の遅れ等の口腔機能の問題を抱えている場合が多くみられ，障がいの程度により，歯や口腔の疾患が発症，重症化しやすい傾向にある。

平成23年度の県民の健康状況実態調査（以下「健康状況実態調査」という。）によると，「訪問歯科診療」について知っている県民の割合は29.0%である。

また，平成23年度要介護高齢者の口腔ケアに関する調査結果によると，入所者や家族が口腔ケアの必要性の理解度について「理解していると思う」とした介護施設の割合は53.8%である。

（3）県内における地域間格差の状況

県内には，離島を中心に無歯科医地区が13市町村41ヶ所ある。また，歯科保健指標については，地域間で格差があり，保健医療圏域で見ると，3歳児のむし歯のない者の割合は，鹿児島圏域が76.8%，出水圏域が65.7%となっている。

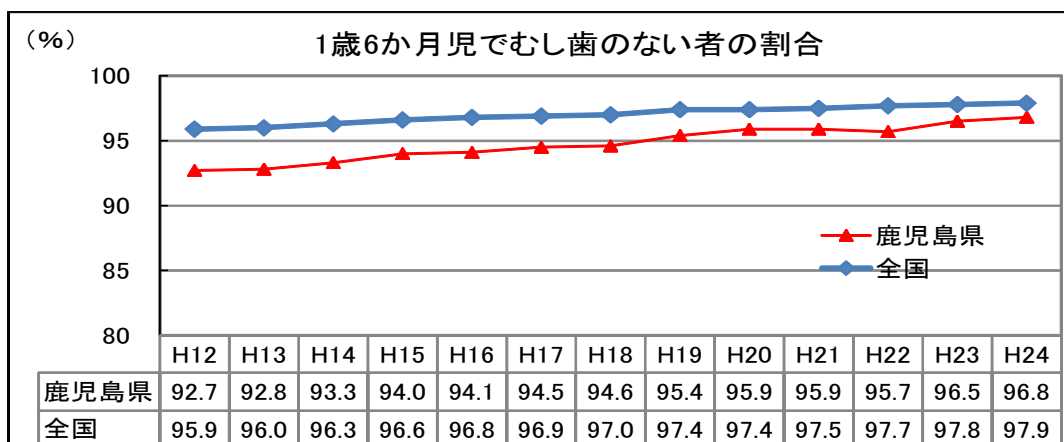
（4）歯周病と全身疾患の関連についての認知度

健康状況実態調査によると，歯周病と全身疾患との関連の認知度について，「心筋梗塞などの心臓の病気と関連がある」と回答した人は23.7%，「糖尿病と関連」22.6%，「肺炎と関連」10.5%，「分からない」47.9%と，県民の認知度は，依然として低い。

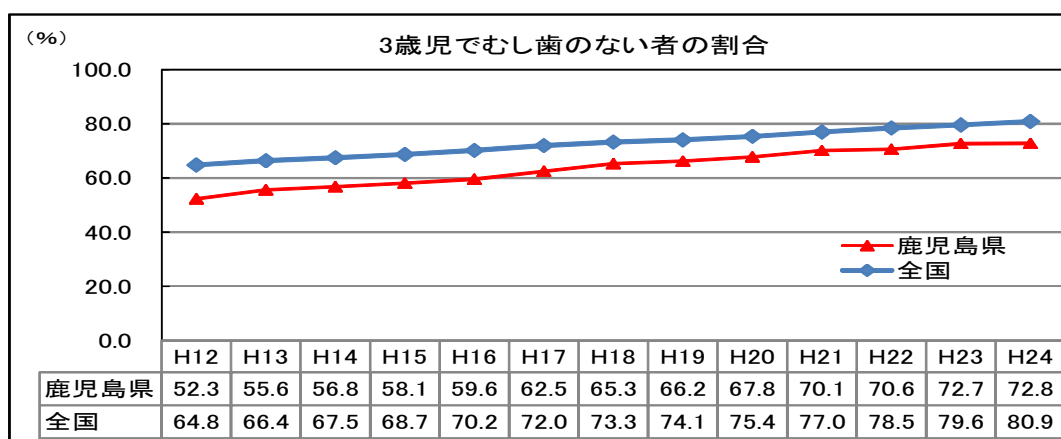
3 統計資料

(1) ライフステージごとの状況

① 乳幼児期



(鹿児島県の母子保健)



(鹿児島県の母子保健)

都道府県別むし歯有病者率ワースト10 (政令市・特別区含む)

【1歳6か月児】

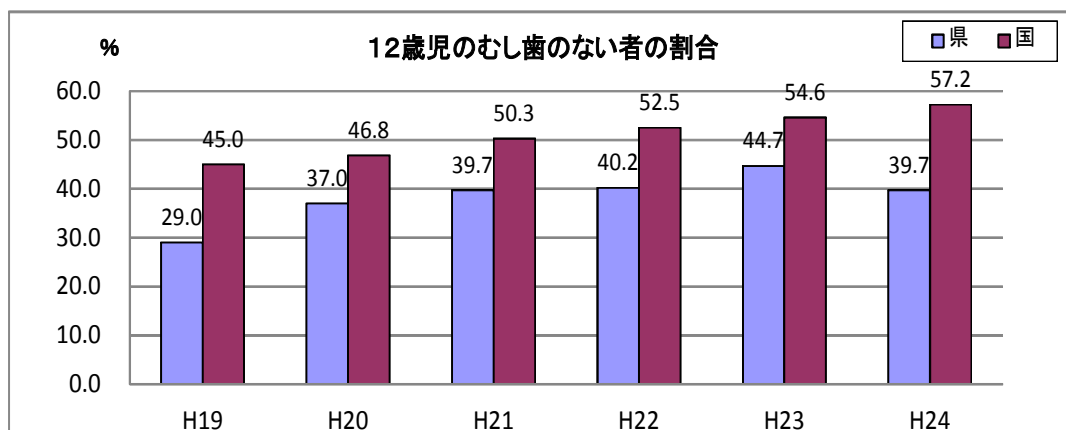
ワースト順位	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	秋田	熊本	熊本	鹿児島	青森	沖縄
2	島根	秋田	鹿児島	沖縄	鹿児島	福岡
3	鹿児島	鹿児島	福岡	大分	熊本	熊本
4	長崎	青森	秋田	熊本	沖縄	鹿児島
5	宮城	福島	沖縄	青森	秋田	青森
6	熊本	福岡	大分	北海道	福岡	宮崎
7	福島	沖縄	福島	福岡	大分	北海道
8	沖縄	北海道	長崎	長崎	北海道	秋田
9	青森	大分	北海道	宮崎	長崎	岩手
10	宮崎	長崎	青森	山梨	福島	宮城

【3歳児】

ワースト順位	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	沖縄	福島	沖縄	青森	青森	沖縄
2	福島	沖縄	佐賀	沖縄	沖縄	青森
3	青森	青森	青森	佐賀	福島	福島
4	大分	秋田	福島	長崎	佐賀	宮崎
5	秋田	長崎	秋田	大分	大分	長崎
6	佐賀	大分	大分	宮崎	長崎	佐賀
7	長崎	佐賀	宮崎	秋田	秋田	秋田
8	宮城	宮城	長崎	山形	山形	熊本
9	山形	宮崎	山形	鹿児島	宮崎	大分
10	宮崎	山形	宮城	徳島	宮城	鹿児島
	鹿児島 (12位)	鹿児島 (12位)	鹿児島 (14位)	鹿児島 (9位)	鹿児島 (13位)	鹿児島 (10位)

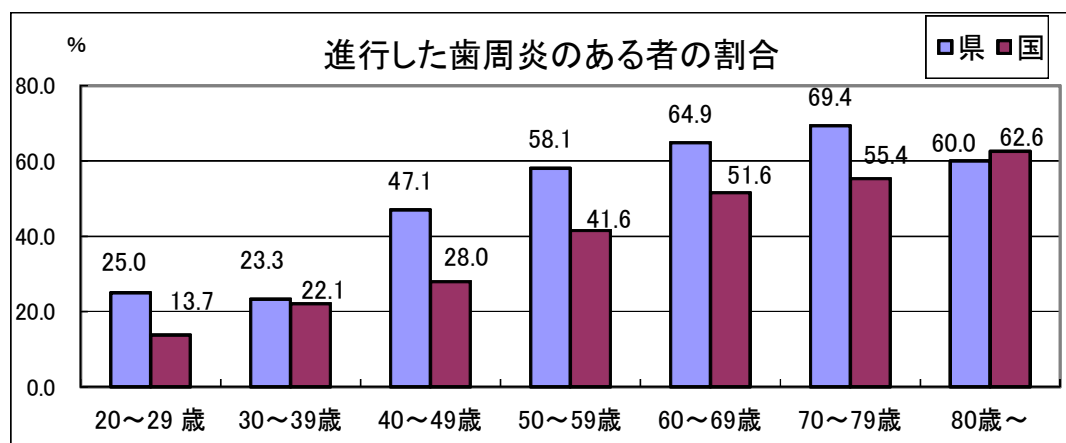
(県健康増進課調べ)

② 学齡期



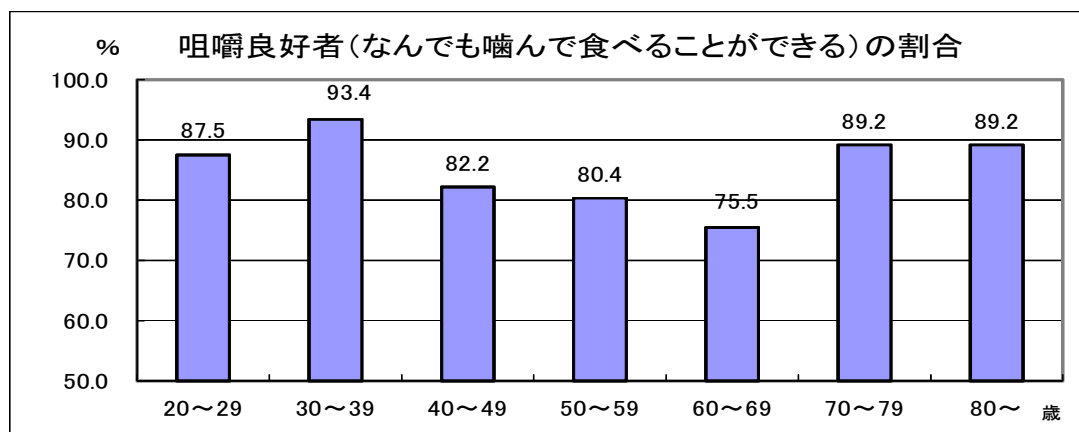
(学校保健統計調査)

③ 成人期

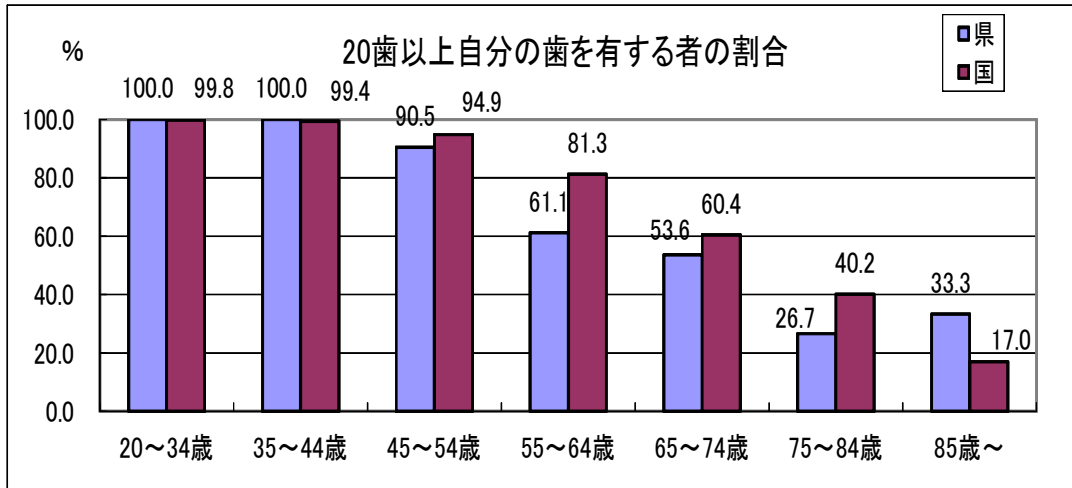


* 進行した歯周炎 (4mm以上の歯周ポケットあり) (県：平成23年度県民の健康状況実態調査)
(国：平成23年歯科疾患実態調査)

④ 高齢期

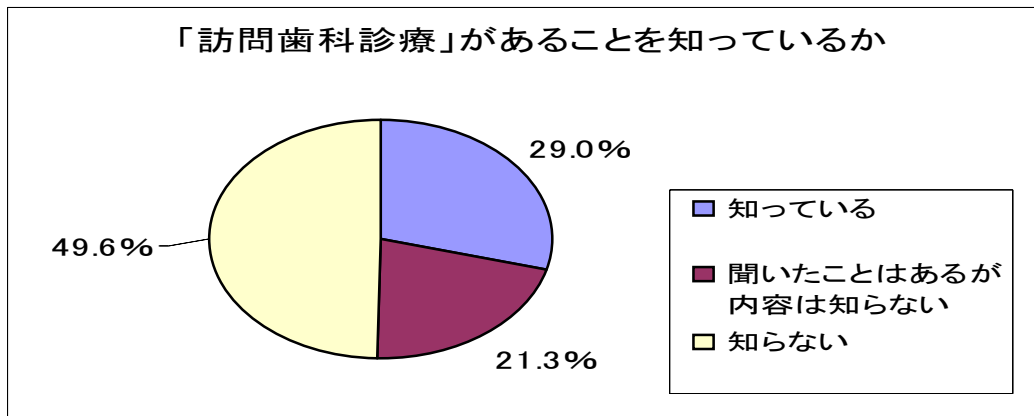


(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)

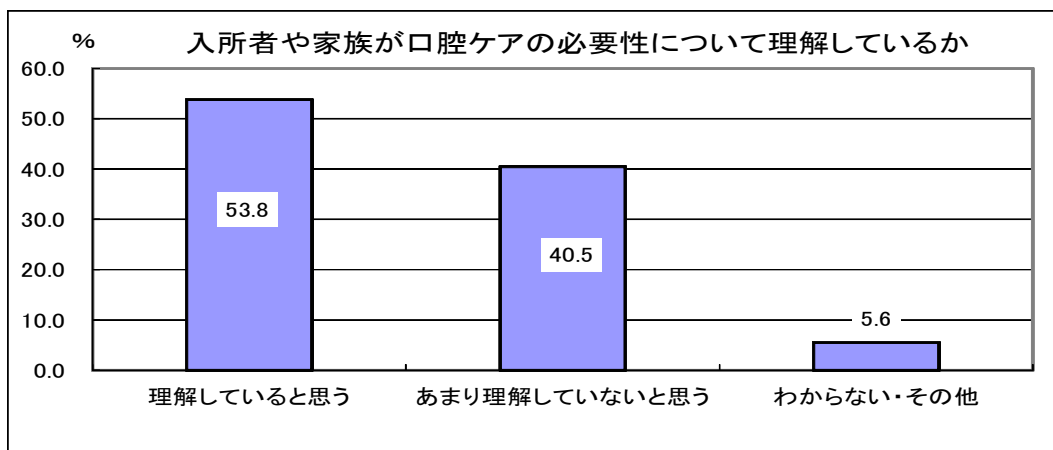


(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)
 (国：平成23年歯科疾患実態調査)

(2) 障害者（児）・要介護者の状況

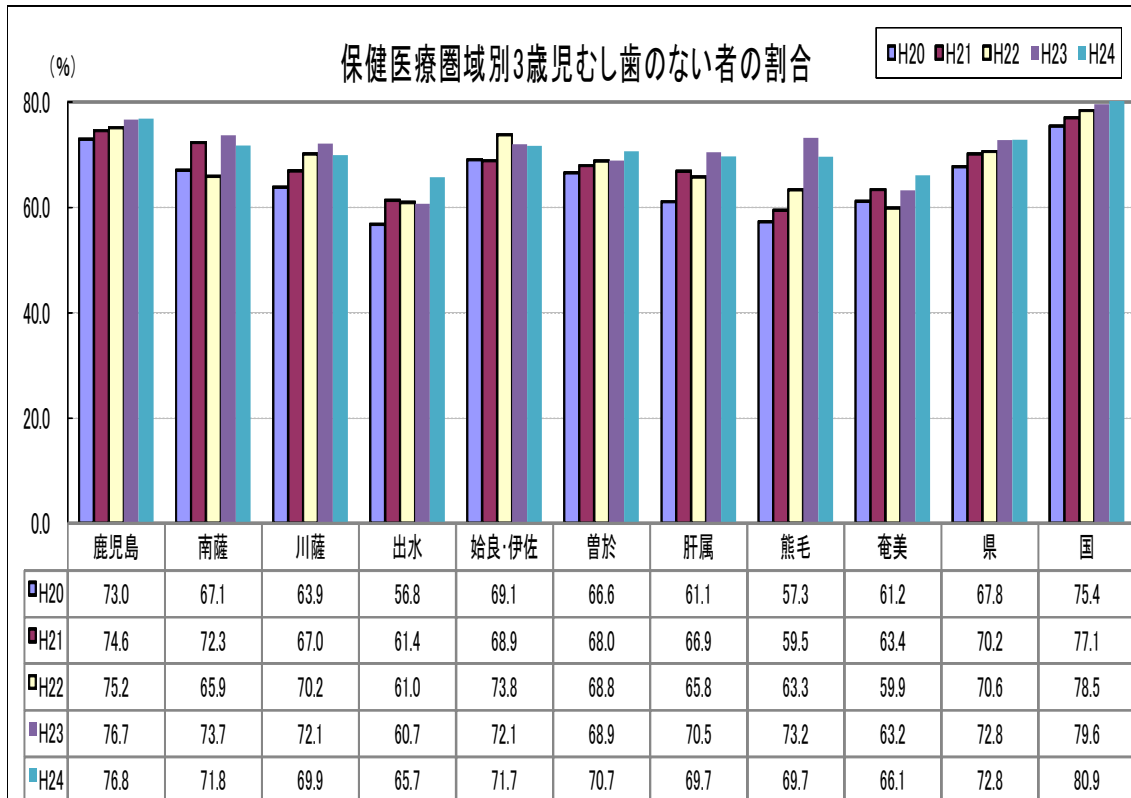


(平成23年度県民の健康状況実態調査)



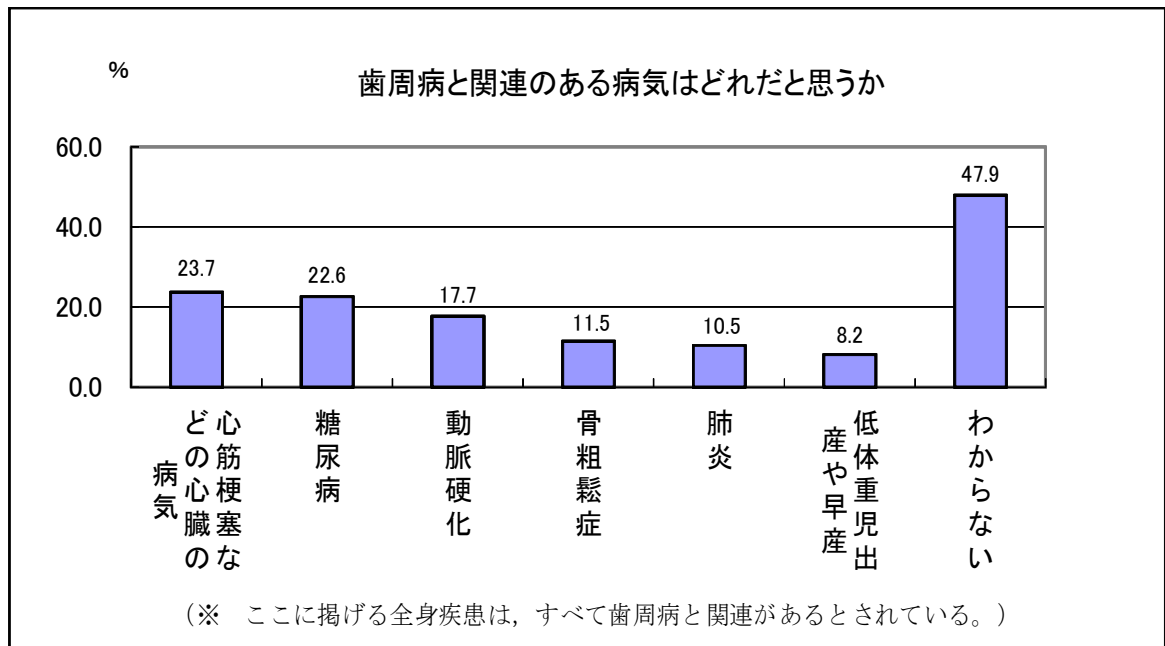
(県：健康増進課調べ
 (平成23年度要介護高齢者の口腔ケアに関する調査結果))

(3) 県内における地域間格差の状況



(鹿児島県の母子保健)

(4) 歯周病と全身疾患の関連についての認知度



(平成23年度県民の健康状況実態調査)